

写

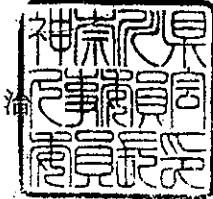
人委第117号

令和5年12月6日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県人事委員会委員長

小池



条例案に対する意見について（回答）

令和5年12月6日付け神議第2044号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

**定県第124号議案 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例**

(理由)

この条例案は、人材確保のため、移転料及び扶養親族移転料について所要の改正を行うものであり、適當と認められます。

**定県第125号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例  
のうち、企業職員及び現業職員に関する部分を除く部分**

(理由)

この条例案のうち、企業職員及び現業職員に関する部分を除く部分は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、適當と認められます。

**定県第126号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

(理由)

この条例案は、職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当について所要の改正を行うものであり、適當と認められます。

**定県第127号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

(理由)

この条例案は、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる子育て部分休暇を新設するなど、所要の改正を行うものであり、適當と認められます。

## **定県第129号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

(理由)

この条例案は、地方自治法の一部改正等に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となること及び子育て部分休暇の新設等を踏まえ、所要の改正を行うものであり、適當と認められます。

## **定県第128号議案 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

## **定県第130号議案 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

(理由)

これらの条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、適當と認められます。

### 問合せ先

定県第124・125・126・128・129・130号議案に関すること

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252

定県第127・129号議案に関すること

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253